

2 上場新株予約権の評価

新株予約権無償割当て（会社法277）により株主に割り当てられた新株予約権のうち、金融商品取引所に上場されているものについて、その評価方法を明らかにした。

（評価通達168(8)=改正、評価通達168(9)、193－3＝新設）

1 通達制定の趣旨

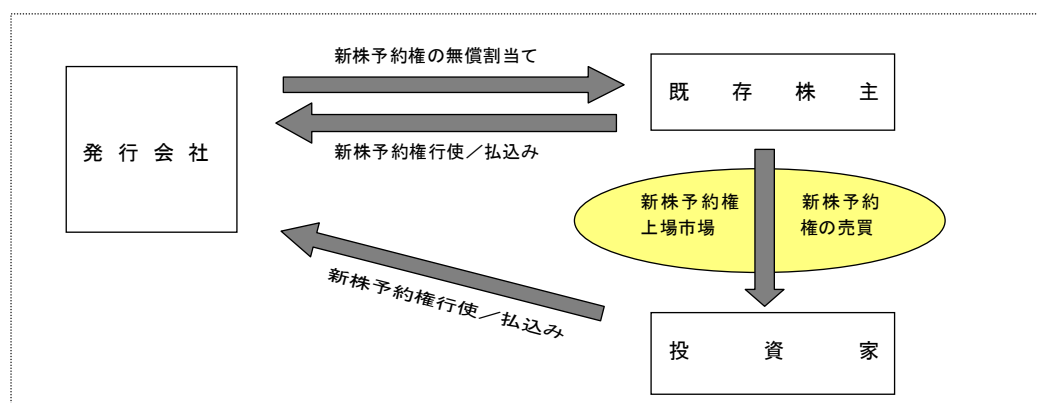
上場会社が、既存株主全員に対して新株予約権無償割当て（会社法 277）を行い、その新株予約権自体が金融商品取引所に上場される事例が近時増加していることから、その評価方法を明らかにした。

（参考） 新株予約権の上場の概要

新株予約権の上場は、一般的に、上場会社が、ライツ・オフERINGと呼ばれる新株予約権を利用した資金調達方法を採用する場合に行われる。

ライツ・オフERINGとは、上場会社である発行会社が、既存株主全員に対して新株予約権無償割当てを行い、割当てを受けた既存株主が新株予約権を行使して所定の権利行使価額を払い込むことにより発行会社から上場株式の交付を受け、この払い込まれた金銭が発行会社の調達資金となる仕組みによる資金調達方法である。また、この新株予約権が上場されることから、新株予約権の割当てを受けた既存株主は、新株予約権を行使する代わりに、これを市場で売却することによってその対価を取得することもできる。

〈ライツ・オフERINGの概要図〉



2 通達の内容

新株予約権無償割当てにより株主に割り当てられた新株予約権のうち、①金融商品取引所に上場されているもの及び②上場廃止後権利行使期間内にあるものを「上場新株予約権」と定義し^(注)、次の区分に従い、それぞれ次のように評価することとした。

（注） 上場新株予約権の評価を新設することに伴い、ストックオプションの定義から上場新株予約権に該当するものを除く改正を行った。

(1) 新株予約権が上場期間内にある場合

その新株予約権が上場されている金融商品取引所の公表する課税時期の最終価格^(注1)と上場期間中の新株予約権の毎日の最終価格の平均額^(注2)のいずれか低い価額によって評価する（負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得した場合を除く^(注3)）。

（注1） 課税時期に金融商品取引所の公表する最終価格がない場合には、課税時期前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格とする。

(注2) 上場新株予約権の評価に当たっては、①上場株式の評価と同様に、一時点における需給関係による偶然性を排除して評価する必要があること、及び②上場新株予約権の上場期間が2か月程度と比較的短期間であることを考慮し、課税時期における最終価格に加え、上場期間中の毎日の最終価格の平均額を採用することとした。

(注3) 負担付贈与等による財産の取得は、一般の売買取引に準じた対価を伴う経済取引行為であるため、一般の相続や贈与による財産の取得のような偶発的な無償取得であること等に配慮した評価上のしんしゃくは不要であると考えられることから、負担付贈与等により取得した上場新株予約権については、原則的な評価方法である課税時期における最終価格によることとした。

(2) 上場廃止された新株予約権が権利行使期間内にある場合

課税時期におけるその目的たる株式の価額から権利行使価額を控除した金額に、新株予約権1個の行使により取得できる株式数を乗じて計算した金額（その金額が負数のときは、0とする。）によって評価する。

ただし、権利行使期間内に権利行使されなかった新株予約権について、発行法人が事前に定めた算定式に基づく価格により取得する旨の条項が付されている場合には、上記の金額と取得条項に基づく取得価格のいずれか低い金額によって評価する。